本号で公布された法令のあらまし

◇農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二一八号）（農林水産省）

1　都道府県知事が農業振興地域整備基本方針を策定又は変更しようとするときにおける農林水産大臣への協議に当たっては、その申出書に農業振興地域整備基本方針を添えて提出しなければならないこととした。（第二条関係）

2　市町村が農業振興地域整備計画を策定又は変更しようとするときにおける都道府県知事への協議に当たっては、その申出書に農業振興地域整備計画を添えて提出しなければならないこととした。（第四条関係）

3　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行日（平成二三年八月二日）から施行することとした。

◇日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二一九号）（国土交通省）

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（平成二三年法律第六六号）の施行期日は、平成二三年八月一日とすることとした。

◇日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二二〇号）（国土交通省）

一　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令の一部改正関係

1　鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券（以下「特別債券」という。）は、記名式で無利札のものとすることとした。（附則第二条関係）

2　特別債券は、これを引き受ける北海道旅客鉄道株式会社又は四国旅客鉄道株式会社ごとに一を限り発行することとした。（附則第三条関係）

3　特別債券の償還は、一括償還の方法によることとした。（附則第四条関係）

4　特別債券の発行の価額は、当該特別債券の額面金額とすることとした。（附則第五条関係）

5　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、各特別債券についてその全額の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならないこととした。（附則第六条第一項関係）

6　各債券には、次に掲げる事項及び番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならないこととした。（附則第六条第二項関係）

㈠　特別債券の名称
㈡　特別債券の金額
㈢　特別債券の利率
㈣　特別債券の償還の方法及び期限
㈤　利息の支払の方法及び期限
㈥　管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

7　機構は、主たる事務所に鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券原簿を備えて置かなければならないこととした。（附則第七条第一項関係）

8　鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならないこととした。（附則第七条第二項関係）

㈠　特別債券の発行の年月日
㈡　特別債券の数及び番号
㈢　一の6の㈠から㈥までに掲げる事項
㈣　元利金の支払に関する事項

二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正関係

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下「機構法」という。）附則第一一条第一項第一号の規定による助成金の交付は、1に掲げる額から2に掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うこととした。（附則第七条関係）

1　日本貨物鉄道株式会社（以下「貨物会社」という。）が支払う使用料の額

2　新幹線営業主体が鉄道線路を貨物会社に使用させる場合における使用料の算出方法を勘案して国土交通大臣が定めるところにより貨物会社が支払う使用料の額を算出した場合における当該使用料の額に相当する額

三　全国新幹線鉄道整備法施行令の一部改正関係

機構の新幹線鉄道に係る業務に係る収入をもって新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用に充てるものとして算定される額を定めるに当たり、機構の借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用から日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第六条第一項の規定により繰り入れられる繰入金をもって充てるものを除くこととするとともに、機構法附則第一一条第一項第一号の規定により機構が交付する助成金の額から債務等処理法附則第六条第三項の規定により繰り入れられる繰入金をもって充てるものを除くこととした。（附則第三項及び第四項関係）

四　国土交通省組織令の一部改正関係

1　機構の行う特例業務に関する事務（鉄道局施設課の所掌に属するものを除く。）は、鉄道局財務課の所掌とすることとした。（附則第二一条及び第二三条関係）

2　機構の行う債務等処理法附則第四条第一項各号及び附則第五条の業務に関する事務は、鉄道局財務課の所掌とすることとした。（附則第二三条関係）

五　施行期日

この政令は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年八月一日）から施行することとした。

◇株式会社国際協力銀行法施行令（政令第二二一号）（財務省）

1　株式会社国際協力銀行法（平成二三年法律第三九号）に規定する銀行等に含まれる金融機関の範囲を定めることとした。（第一条関係）

2　株式会社国際協力銀行法に規定する中小企業者の範囲を定めることとした。（第二条関係）

3　株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に関して行うことができる業務等を定めることとした。（第三条～第五条関係）

4　会社の国庫納付について、その額の算出方法及びその手続等を定めることとした。（第六条～第八条関係）

5　会社の社債の発行に係る基本方針の作成について必要となる事項等を定めることとした。（第九条～第一四条関係）

6　会社の株式に係る権利の政府への帰属方法等を定めることとした。（附則第二条～附則第五条関係）

7　債券を失った者に交付するために発行する債券等に関する経過措置等を定めることとした。（附則第六条関係）

8　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令（政令第二二二号）（財務省）

1　我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るため、バイオマス燃料の製造に関する事業等に対し、株式会社日本政策金融公庫が先進国において投資金融に関する業務を行うことができる旨の規定を定めることとした。（第一二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。